

墓誌に見られる婚姻の記述

愛媛大学 東賢司

はじめに

墓誌の書風や字形を観察する上で、キーワードとなるのが「南朝」であると思われる。南朝と北朝の関係は国を別にして戦争状態にあるが、文化的には接点があるということがしばしば看取できた。北朝の文化的基盤を築くことは、南朝人や漢民族の協力なしにはあり得なかったであろうし、書においても漢民族の影響があつて当然であろう。

墓誌の銘文中に南朝との接点を求めて読み進めてみると、墓主の業績とは直接に関連がない記述を発見できる。それは、他の一族との婚姻関係や子供の記録を残す事であり、一部には南北の国境を越えた姻戚関係がなされるものがある。これらの記録には、男子の場合は自分の夫人の出身地を記し、女子の場合は自分の父や自分の出身地を記述する。他にも、自分の母親の出身地や女子の子供の婚姻先まで記録することがある。女性の記録がなされることは後漢時代にはほとんど見られなかったことであり、石刻の記述内容の広がりということができる。

女性や子供の記録については、南朝・北朝両方の墓誌に見ることができる。極端な場合は、文書の量が埋葬者自身の略歴よりも長文になることがある。このことは、死者を顕彰するという目的からやや遠ざかった記録であると思われる。また、埋葬者以外の者の履歴を書くという形式は、後漢滅亡から東晋王朝成立までの三世紀初めから四世紀前半の百年ほどの間に成立したことになる。以上のような婚姻や家族の記録が墓誌に刻されることに関して、本論では視点を三点に絞り考察を進めたい。

第一点は、墓誌の銘文の前部や後部にまとめて一族の記録を刻すという習慣は、いつ頃発生したのかということである。特に、夫人や女性の子供の姓名等の記録は、後漢の石刻（墓碑）には見られない事であり、それ以降の成立と思われる。

二点目は、北朝墓誌にも墓主以外の一族の記録が刻されることがある。この習慣は、漢民族からもたらされたものではないかと思われる。

三点目は、長文の家族の記録が残る銘文があることから、墓主の埋葬以外に目的が付加されたのではないかという点についてである。これは、墓誌を作製する者についても考察する必要があると考えている。

1 家族の記録を有する墓誌

(1) 墓誌の銘文の文書構成

墓誌は墓主を顕彰するという目的からか、どの資料においてもほぼ定型の文書内容で構成されている。明の王行『墓銘举例』には、銘文の作成は以下の13の項目があることを指摘している¹。

1 諱 2 字 3 姓氏 4 郷邑（出身地） 5 族出（出身部族） 6 行治 7 履歴 8 卒日 9 寿年 10 妻 11 子 12 葬日

¹ 四卷。韓愈・李翱以下十五家の墓誌文を取り、13に分解する。元の潘昂霄『金石例』の遺失を補った作。

13 葬地

この指摘は墓誌の銘文の主たる要素を押さえてはいるが、十分ではない。北魏墓誌の比較的長文の資料等に基づくと、王説にさらにいくつか項目を追加して、以下のように考えることができる。

1 標題 2 姓氏 3 諱 4 字 5 本籍 6 世系 7 業績 8 官歴 9 卒年月日 10 埋葬地 11 追贈官位 12 諡号 13 年齢
14 葬年月日 15 埋葬地 16 銘 17 妻子

ただし、墓誌の大きさ・材質や墓誌の文字数により、項目が取捨選択されることもある。また、表記の順番も妻子の記録等一定ではない²。

(2) 家族の記録

妻子の記録とは、文字通り墓主の妻の名及びその子供の名を残すということであるが、墓誌の銘文中にはそれ以外の内容も記述されることがある。孫やその子供の嫁ぎ先、嫁ぎ先の父親・母親等が刻されることもあり、事例を挙げると際限がない。また、墓主の祖先の記録も細かく記述されることがある。これは「世系」「譜牒」に分類できる。後漢時代からの墓碑にも先祖の記録を述べることがあるので、墓誌のみの特徴とは言えないかもしれない³。しかし、墓碑に見られない内容は女性の記録が残される点であり、文字通り「家族の記録」という事が言える。まずは家族の記録を有する南朝墓誌を一例挙げる。

劉岱墓誌銘（南齊、永明5年、487）は1969年江蘇省句容県出土⁴。誌文中に「山陰令にして太守事を淬め、左遷され尚書札白衣、余杭県に監塩たり。」とあるが、『南齊書』王敬則伝に性格が凶暴であり、しばしば婢を殺した事件で劉岱が罪にとわれたという記事がある。墓誌の全文は以下の通りである。

①齊故余杭県劉府君墓誌銘。

②高祖撫、字子安、彭城内史。夫人同郡孫荀公。後夫人密孫女寇。曾祖爽、字子明。山陰令。夫人下丕趙淑媛。祖仲道、字仲道、余姚令。夫人高平檀敬容。父粹之、字季和、大中大夫。夫人彭城曹慧姬。

③南徐州東莞郡菖県都郷長貴里劉岱、字子喬。君齠年岐嶷、弱歲明通、孝敬篤友、基性自然、識量淹濟、道韻非假。山陰令淬太守事、左遷尚書札白衣、監塩余杭県。春秋五十四、以永明五年太歲丁卯夏五月乙酉朔十六日庚子遘疾終于県解。粵其年秋九月癸未朔、廿四日丙午、始創墳塋揚州丹楊郡句容県南郷糜里龍窟山北。記親銘德、藏之墓石。

④悠悠海岳、綿綿靈緒、或秦或梁、乍韋乍杜。淵懿繼芳、世盛龜組、德方被今、道迺流古。積善空言、仁寿茫昧、清風日注、英猷長晦。奠設徒陳、泉門幽曖、敢書景行、敬遺千載。

⑤夫人樂安博昌任女暉、春秋五十有三。永明元年太歲癸亥、夏五月己酉朔、十三日辛酉終。父文季。祖仲章。一女。二庶男。女玉女適河東裴豈。長男希文。婦東海王茂瑛、父瑛之。祖万喜。少男希武。

² 墓誌の記録方法については、『中田勇次郎著作集』第2巻、486頁「中国の墓誌」（二玄社、1984年）に記述がある他、筒井茂徳「墓誌銘を読むために」（『中国法書選ガイド墓誌銘集上』14頁（二玄社、1989年））が適切な解説を施している。

³ 後漢の碑刻については、①三老諱字忌日記（52）②賈武仲妻馬姜墓誌（64）③鮮于璜碑（165）④楊震碑（173以前）⑤趙寬碑（180）等がある。①については墓碑・墓誌でなく、②については女性の記録である。これらの記述には、女性の子供の記録は見られない。

⁴ 劉岱墓誌には、劉岱の夫人の死亡日時が記録されている。この例は墓誌中にあまりない用例である。この墳墓には夫婦が合葬された可能性もあるが、出土報告書に記載がないのではっきりしない。

この本文では⑤が「家族の記録」ということになる。ここには夫人の死亡日時、夫人の父と祖父の名、劉岱と妻暉の間に生まれた一女・二男の名等が刻されるが、子供の記録では娘の嫁ぎ先、長男の妻及び妻の父・祖の名、次男の名の記述がある。さらに②には、劉岱の家系をたどる記録、即ち高祖と夫人、曾祖と夫人、祖と夫人、父母の姓名等がある。

次に北朝での事例を見る。李憲墓誌銘（元象1年、583）は東魏時代に作られた。墓誌の冒頭に「趙国柏仁の人なり」とあることから、漢族六姓の出身であり山東・河北の有力一族であることがわかる。銘文は非常に長文であるので、文末の家族の記録（世系・妻子）を整理すると以下ようになる。

①夫人の記録

- ・夫人河間刑氏。父肅、州主簿。

②息子の記録

- ・長子希遠、字景沖、州主簿、少喪。子長鈞、字孝友、開府参軍事。
- ・第二子希宗、字景玄、散騎常侍中軍大將軍出後（下残）
- ・第三子希仁、字景山、輔国將軍中書侍郎。
- ・第四子騫、字景讓、散騎常侍中軍將軍殷州大中正。
- ・第五子希礼、字景節、征虜將軍司空諮議修起居注。

③娘と嫁ぎ先の記録

- ・長女長輝、適龍驤將軍營州刺史安平男博陵崔仲哲。父秉、司徒静穆公。
- ・第二女伸儀、適冀州司馬海高（下残）侍御史。
- ・第三女叔婉、適袁州刺史漁陽郡開国男博陵崔臣。父逸、廷尉卿。
- ・第四女季嬪、適司空公安樂王（下残）銓尚書左僕射武康王。
- ・第五女稚媛、適驃騎將軍左光祿大夫滎陽鄭道邕。父瓊、青州刺史。

④息子の夫人とその子供の記録

- ・希遠妻広平宋氏。父弁、吏部尚書。孫祖牧、字翁伯、太尉外兵参軍。
- ・長鈞妻河南元氏。父孟和、司空公。（下残）譚亮、開府参軍事。第二孫譚德。第三孫摩訶。第四孫毘羅。孫女迎男。
- ・希宗妻博陵崔氏。父楷、儀同三司。孫祖昇、字孝举、司徒参軍事。第二孫祖勳、字孝謀。孫女祖猗、適安（下残）
- ・希仁妻博陵崔氏。父孝芬、儀同三司。孫伽利。第二孫黃父。
- ・騫妻范陽盧氏。父文翼、開府諮議。孫女宝信。
- ・希礼妻范陽盧氏。父文符、正員郎。孫僧藏。

⑤祖先の記録

- ・祖牧息白石、僧德。女阿範。

この墓誌の記録の特徴は、②李憲の子供と④李憲の子供の夫人を分けて記述している点である。しかもその夫人の記録には李憲からすれば孫に当たる者まで刻されている。墓誌の拓影を見ると、三分の一ほどが家族の記録のスペースに当てられており、もはや「妻子」の記録という墓誌銘を構成する一要素の域を離れ、「李憲及びその一族の墓誌」という印象すら受ける。

同様の例は北朝においても多数見られる。このことから漢民族の記述方法が胡族にも伝わったのであろうという推察ができる⁵。

⁵ 川本芳昭氏は「漢文化需要の姿勢は、多かれ少なかれ当時の胡族一般にまで広まっていたと考えられ、とりわけ、上層の中には中国的教養を備えた士大夫となることを志向し、また現にそうした士大夫然と

(3) 家族の記録の見られる墓誌の数量とその起源について

後漢王朝が滅亡し、隋による国家統一がなされるまでの約370年の間には、誌石の外形や文書形式等に種々の変化があり、墓誌の銘文中の家族の記録もこの変化の中から発生してきたと考えられる。妻子もしくは家族の記録を含む墓誌資料を抜き出し、国別に分類すると以下の表のようになる。

表1 家族の記録のある墓誌銘の数量

時代	西晋	東晋	北魏	宋	齊	梁	東魏	西魏	北齊	北周	計
有記録	10	11	70	5	1	1	12	4	15	12	141

この数量は、魏晋南北朝の墓誌総数約700件の20パーセントにあたる。これはそれほど多い数量ではないが、100件を超える墓誌が家族の記録を有しているという事実は、一部の特殊な事例とも言い切れまい。さらに驚くのは、数量の少ない南朝の墓誌にもかなりの確率で家族の記録が残されていることである。

では、一体いつ頃から、妻子もしくは家族の記録が銘文中に残されるようになったのであろうか。墓誌の起源は、古くは後漢時代に遡るとされているが、墓誌の銘文中の前段もしくは後段に世系または妻子の記録が見られるのは西晋まで待たねばならない。最も古い例は、裴祇墓誌（西晋、293）であり、この墓誌の銘文中には

大夫人東莞東武伏氏。夫人秦国陳倉馬氏。

とあって、夫人の出身地が記録されている。次に挙げる王浚妻華芳墓誌（西晋、307）は、1965年北京西郊八宝山で出土、『文物』1965年12期には「北京北郊外西晋王浚妻華芳墓清理簡報」が掲載されている。世系や妻子の記録を整理すると以下のようになる。

第一段 王浚の祖先の記録

- ①曾祖父諱柔、字叔優、故漢使持節護匈奴中郎將雁門太守。夫人宋氏、李氏。墓在本国晋陽城北二里。
- ②祖父諱機、字産平、故魏東郡太守。夫人郭氏、鮑氏。墓在河内野王県北白徑道東北、比從曾祖代郡府君墓、南隣從祖東平府君墓。
- ③父諱文、字処道、故使持節散騎常侍司空博陵元公。夫人穎川荀氏。墓在洛陽北芒恭陵之東、西比武陵王衛將軍、東比從祖司空京陵穆侯墓。

第二段 前夫人の記録

- ①浚前夫人濟陰文氏、諱榮、字世暉、年廿四薨。
- ②有子女曰韶、字韶英、適穎川棗台産。産父故太子中庶子。麗、字韶榮、適濟陰卞稚仁。仁父故廷尉。則、字韶儀、適樂安孫公淵。淵父故平南將軍。
- ③夫人祖諱和、字叔擇、故光祿勳。夫人張氏、解氏。父諱猗、字子課、故温令。夫人孫氏。外祖父義陽孫朝、字恭宗、故北司馬。夫人樊氏。長舅諱溥、字玄平、故建平太守。夫人孟氏。中舅諱超、字玄叔、故太子庶子。夫人鄧氏。字舅諱畴、字玄回、故南陽太守。夫人崔氏。季舅諱啓、字季明、南安太守。夫人索氏。

第三段 中夫人の記録

した人物も出現するようになっていた。」というが（『魏晋南北朝時代の民族問題』395頁（汲古書院、1998年））、銘文の変容にも北朝人の南朝文化受け入れのさまを見て取ることができる。

①中夫人河東衛氏、諱琇、字惠瑛、年十九薨。無子。

②夫人祖諱覬、字伯覲、故魏尚書聞陽鄉敬侯。夫人□氏伯。伯父諱兪、字伯玉、故侍中行太子大保司空緇陽公。夫人董氏、任氏。父諱寔、字叔始、故散騎常侍聞陽侯。夫人劉氏。外祖父劉□字□□、故河東太守。

③右二夫人陪元公墓西三丈。

第一段は①曾祖父と夫人②祖父と夫人③父と夫人についての記述であるが、墓の位置を示しているのが興味深い。第二段は①文氏②女性の子供③文氏の祖と六人の夫人の記録、第三段落は①衛氏②衛氏の祖と三人の夫人の記録③文氏・衛氏の墓の位置という内容になっている。この墓誌でも、一族の記録にかなりの字数を割いていることが確認でき、その目的が南北朝の墓誌と同じく、婚姻による親族関係の広がりやを記述する目的のようにも思える。ただ、これまでに挙げてきた墓誌とは次の二点が異なるようである。

第一点は、この墓誌が華芳のためだけに作られたものかという点である。報告書に記述がないためにはっきりとは言えないが、文氏・衛氏については墓誌が作製されなかったのではないかという可能性がある。とすれば、これは浚の妻三名の墓誌という性質を帯びてくることになる。第二点はこの墳墓が永久的に使用されるのであったかという点である。墓誌の銘文中には「仮に燕都にうずむ。」とあり、埋葬時点では将来どこかに移動させるつもりではなかったかということが考えられる。

このような差違はあるものの、漢民族の名族の妻子（家族）の記録方法が東晋へ伝わり、南朝から北朝へと伝播していったことは、当時の人の移動も併せて考えると当然のように思われる。

2 南朝人と北朝人の婚姻と文化の伝播

(1) 墓誌資料より見る婚姻例

南朝と北朝は国を別にしていたとはいえ、常に抗戦状態にあったわけではない。文献上では南朝と北朝の交流について、『魏書』李安世伝に

国家に江南の使いの至る有れば、多く蔵内の珍物を出し、都下の富室の好き容服者をしてこれを貸らしめ、使いに情に任せ交易せしむ。使い金玉肆に至りて価を問う。

とあり、南北の交易が行われ珍品の取引があったことが確認できる。国家にとっては、互いの貴重な品物を入手できるチャンスであるし、また国境の交易により多額の税収が期待できる。人の往来は南北の国境をまたいで大規模に行われていたことが想像できる⁶。

墓誌において南北の交流を知ることができる方法は、先に挙げた婚姻の記述が主要な確認の方法とな

⁶ この当時の交易に関しては、「互市」と呼ばれる小取引が盛んに行われていたようである。張承宗・魏向東両氏は、「南北朝に分裂しても人民の往来は阻止する事はできず、南北の交易が絶え間なく行われていた。また、南北の交易の主要な都市の一つに現在の江蘇省連雲港があり、南北互市が開かれていた」と指摘する（中国魏晋南北朝史学会・大同平城北朝研究会編『北朝研究』第二輯、323頁「魏晋南北朝商貿易風俗研究」）。戦争状態と思われる国の間でも、民間の人々の間では文化の交流があり、南の文物が北に流入した可能性は十分にあると考えられる傍証となる。また、高敏氏は「南朝北朝の多くの地域に互市が開かれたが、政権にとっても巨大な利益を得ることになった。」と指摘する（『魏晋南北朝経済史』972頁（上海人民出版社、1996年））。つまり、通行税や取引税等により互いの国家が潤うということである。

る。建康に都を移した当初から南北朝の婚姻関係が成り立っていることは、謝鯤墓誌（東晋・323）がその一例となる。また、1984年から1987年にかけて江蘇省南京市郊外で発掘された謝琬墓誌（宋・421）にも婚姻の記述が見られる。これは磚質の墓誌六つで一続きの文書を形成するという、非常に珍しい例である。文章中には謝琬の経歴にはほとんど触れる事なしに、先祖や配偶者・子供の記録に大部分を割いており、第1節で挙げた資料と同類の譜牒の性格を持つと考えられる。

謝琬墓誌の婚姻関係については、その相手が山東省・河北省を中心とする華北東北部に集中している。謝氏の一族が嫁いだり、他族から迎えた例を銘文中から拾うと、潁川3、琅琊5、譙国2、河東1、太原1である。宋との国境は年代により移動があるので、北朝領域とは必ずしも断定できないが、少なくとも数例は北朝領域の有力一族との婚姻ということが言えそうである。

次に北魏時代の墓誌から南朝との婚姻を探すと、

表2 墓誌銘から見る南朝との婚姻例

名称	年号	西暦	婚姻の記録
奚智墓誌	正始4年	507	妻南陽宋氏
元侔墓誌	永平4年	511	夫人南陽張氏
趙充華墓誌	延昌4年	514	南陽白水人
元顛魏墓誌	孝昌1年	525	息女適南陽員彦
元宝月墓誌	孝昌1年	525	嬪南蘭陵蕭氏
元邵墓誌	武泰1年	528	太妃南陽張氏
韓震墓誌	普泰2年	532	妻南陽娥氏、長息娶南安趙氏

次のような例を見ることができる。ここに掲載したのは数例であるが、皇帝の一族である元氏の墓誌にも南朝との婚姻関係がある。政治的には漢民族を登用し、婚姻においても漢民族との結びつきを重視した歴史的事実はよく知ら

れるが⁷、墓誌の銘文中においてもそれが認められる。また地方の有力豪族も、自己の勢力拡大のために広く血縁関係を探したことの一例となる⁸。

(2) 誌側・誌陰に文字を刻む例

表3 南朝の影響を受けた北朝墓

種類	遺址
石像彫刻	山西省大同市司馬金龍墓
陶磁器	河北省景県封子絵墓出土青磁
陶俑	洛陽元邵出土陶俑
墳墓内壁面	山西省太原市婁叡壁画墓

南北朝時代、墓誌は甬道や墓室の入り口付近に置かれていた。このことは近年の出土報告書等を見ると確認することができる。その他、陶器、磁器、金属の加工品等の副葬品が殆どの墳墓に収められている。墓誌は副葬品ではないが墳墓を構成する重要な要素の一つであった。

墳墓の建設は緻密な技術が必要であり、漢民族は古くからその技術を保持していた集団ということができる。墳墓の構成物を見ると、南朝の影響を受けていると考え

⁷ 許輝・邱敏・胡阿祥は、六朝時期の九つの名族について考察を加えている。その中には北朝領主や北朝から南朝に移動した貴族等の名も見られ、このような人物が積極的な婚姻関係を結んだと思われる（『六朝文化』818-858頁、「六朝家族研究」と姓氏資源開発」（江蘇古籍出版社、2001年））。

⁸ 窪添慶文氏は「恩倖や権力者に続いて党を形成した者は、宗室や北族はむしろ少なく、漢人が主となっていることがわかる。それも趙郡李氏、博陵崔氏、清河崔氏、范陽盧氏、滎陽鄭氏等の「四姓」、それに次ぐ渤海高氏、広平宋氏、清河張氏ら漢人名族が多いことに気づく。」（『魏晋南北朝官僚研究』490頁（汲古書院、2003年））と指摘するが、ここに挙げられる漢人の本拠地が山東省北部から河北省南部にかけて多いことがわかる。有力豪族のひしめき合うこの地域で生き残りをかけた婚姻作戦がなされたとともに、詳細な家族・閥閥記録が残されたことは明らかである。

られる表3のような出土物が見られる⁹。

南朝の墳墓や建築物等が北朝ほど多く見つかっていないため、その技術水準や影響等を直接的に検討することは難しいが¹⁰、北朝の広範囲において南朝の作風が確認できるということは知られている。漢族が墳墓建設等の技術力を必要とする分野においても影響を与えていたことは、副葬品等を調べると理解できる。では、墓誌においてはどうか。墓誌のみ漢族の影響がないということは到底考えられないであろう。書風や字体では、北朝風・南朝風という区別はつけられないが、墳墓に墓誌を置くという習慣

表4 側面等に文字の刻される墓誌

墓誌名	時代	年号	西暦	出土省	出土県・市
裴祇墓誌	西晋	元康3年10月11日	293	河南省	洛陽市周公廟北墻
荀岳墓誌	西晋	元康5年10月22日	295	河南省	偃師県蔡莊
王淩妻華芳墓誌	西晋	永嘉1年4月19日	307		北京市西郊八宝山
石鈔墓誌	西晋	永嘉2年7月19日	308	河南省	洛陽市馬坡村
王興之墓誌	東晋	永和4年10月22日	348	江蘇省	南京市
王閔之墓誌	東晋	昇平2年3月9日	358	江蘇省	南京市栖霞区
元侔墓誌	北魏	永平4年11月5日	511	河南省	洛陽陳凹出土
刁遵墓誌	北魏	熙平2年10月9日	517	河北省	南皮廢寺址（一説山東広饒）
高道悦墓誌	北魏	神龜2年2月20日	519	山東省	德州城北胡官營
高道悦夫人墓誌	北魏	神龜2年2月20日	519	山東省	德州城北胡官營
李璧墓誌	北魏	正光1年12月21日	520	河北省	景州
韓震墓誌	北魏	普泰2年3月20日	532	河南省	洛陽遊王莊村
裴良墓誌	東魏	天平2年11月6日	535	山西省	襄汾県永固郷家村
高雅墓誌	東魏	天平4年	537	河北省	景県

は漢民族からの影響であろうし、誌石の形や銘文の文体・内容も漢族の影響という可能性は十分にある。

このことを踏まえながら、婚姻や家族の記録を刻す場所が墓誌のどこにあるのかということを観察したい。家族の記録が墓誌中のどこに刻されているのかを探すと、側面あるいは裏面に刻すものが多いことが分かった。表4は、該当する資料を一覧にしたものである。

この表からは、西晋から東魏まで誌陽以外の部分に文字が刻されているものがあることを読み取ることができる。しかし、誌石の外形は一定ではない。西晋時代には墓碑の形を小型化した墓誌碑が多く、墓中に立てて置かれていたが、東晋時代には長方形の磚が寝かされて置かれるようになる。北魏・東魏には平置され、その上に墓誌蓋が付されるものが多い。この変化については、拙稿「六朝墓誌の形式に

⁹ これらはいずれも曾布川寛編『世界美術大全集 東洋編3 三国・南北朝』64、70、114、179頁（小学館、2000年）を参照した。また壁画については、鄭岩氏が山東・河北等の地域の壁画の状況を挙げ、「墓の形制は南朝磚室墓に見られるような一般的な特徴をしており、一磚一画が南朝磚室墓中の画像磚の風格と一致する。臨沂は南北朝期には劉宋の徐州琅耶郡にあり、劉宋時期の墓葬とすることができる。年代が下ったとしても南朝文化の強烈な影響が北朝墓には残っている。」と指摘する（『魏晋南北朝壁画墓研究』（文物出版社、2002年））

¹⁰ 北朝ほどではないが、近年南朝の陵墓・貴族墓等についての研究も盛んになり、近年の発掘報告をふまえた研究書等も発行されている。本論で取り上げた石像彫刻等については、盧海鳴『六朝都城』（南京出版社、2000年）に整理されている。

ついでに「試論—正方形の有蓋墓誌が完成する過程を追って—」において次のような結論を導きだした事がある¹¹。

- ① 直立型墓誌は、後漢以来の地上碑や西晋の墓誌碑、南朝の墓誌磚の影響を受けて発生した可能性がある。
- ② 直立型墓誌の長方形という外形や墓誌磚の平置の影響を受け、平らに置かれる無蓋墓誌が発達したのではないか。
- ③ 洛陽遷都以前に、山東・山西という南朝北朝の文化交流が盛んな地域において、長方形の無蓋墓誌が正方形になったと思われる。

これらの結論から、誌石の外形については南朝（漢民族）の作例を受け継いで北朝墓誌が発達したことがわかるが、文書内容や文書を刻する場所においても南朝（漢民族）の影響が考えられるのである。

表中の李璧墓誌は側面に文字が刻されるが、そこには祖先から子供の記録を刻んでいる。裴良墓誌は、墓誌蓋の表面に妻子の記録を刻んでおり、非常に珍しい事例である。また西晋の墓誌は、墓誌碑のように立てられていることから、両面に文字が刻される作例が多い。

平置の墓誌の作製過程を考えた場合、文章の量と石の大きさに応じて字割りを考えて文字を刻していたであろうから、特別側面や裏面に刻す必要はないように思われる。しかし、表中北朝のものを見ると墓誌の出土が圧倒的に多い河南のものよりも、むしろ山東・河北に多く認められるのである。これは当時その地域を勢力圏に置いていた地方豪族つまり漢民族の習慣ということが考えられるのではないかと推察している。

3 墓誌作製の目的

墓誌の銘文中に家族の記録を残すことは西晋時代になってから見られる文書構成方法である。後漢の石刻では被葬者本人の記録が主体で、周辺の人物の記録を挙げる例は極めて少ない。西晋以降の墓誌（墓誌碑を含む）になると、家族の記録が増えるのはどうしてであろうか。ここに推測できる二つの理由を提示してみる。

(1) 仮葬に関連して

仮葬とは、本来の埋葬場所が決まっているにも関わらず、何らかの理由でそこに埋葬できないためにとりあえず地中に埋め、時期が来れば改葬（本葬）するという手段である。仮葬の後に改葬を行った資料を挙げると、以下のものがある。

- A 徐文□墓誌（西晋、元康8年・298）
- B 霍使君像銘（東晋、太元十□年）
- C 高道悦墓誌（北魏、神龜2年・519）
- D 封魔奴墓誌（北魏、正光2年・521）
- E 裴良墓誌（東魏、天平2年・535）

これらは墓誌の銘文中に「改葬」という語が見られるために事実が確認できるのであるが、改葬の例はもっと多いかもしれない。また以前に取り上げた資料の内、仮葬は行ったが改葬はされていないもの

¹¹ 『全国大学書道学会紀要』平成13年度号、100-109頁、2002年。

が二例ある。

F 王浚妻華芳墓誌（西晋、永嘉1年・307）

先公旧墓、在洛北芒。文、衛二夫人亦附葬焉。今歳荒民饑、未得南還。輒權假葬于燕国薊城西廿里。

G 謝鯤墓誌（東晋、太寧1年・325）

假葬建康石头岡。

Gの墓誌は、北方民族に自己の旧領地が占領されているために、埋葬できないことを反映したものである。一方、Fは西晋の作製であり、戦乱に巻き込まれたことであろう。「輒ち権仮に葬す」というのは、当然「今歳は荒れ民は饑す」という状況を受けてのことであるが、この時期王浚は事実上の河北の支配者であった。銘文中に「永興中、王室難有り、詔を奉じて南征す」というのが皇帝の勅命を受けた王浚の地位を表している。

この記述に関して、大庭脩氏は、

洛陽北芒の父祖の墓地にやがては帰葬する予定での仮葬であり、いずれは子孫を含む他の人々の眼にふれるであろうという意識から文中にもある実録のつもりで著したのであろう。

と指摘するが¹²、内紛・外敵の攻撃からいつも安堵することがなかった魏晋南北朝時代には、仮葬の例が散見され、戦争等の非常事態では改葬するという習慣があったのかもしれない。

仮葬・改葬に関連して注目すべき資料に、高道悦墓誌（神亀2年、519）がある。この墓誌には誌陽に刻された銘文の他に、誌蓋の表面に刻された文書がある。報告書等には記載がないためその場所は確定できないのであるが、内容は世系に当たるものである。全文は以下ようになる。

曾祖采後燕吏部尚書尚書右僕射。曾祖母遼東李氏父超燕大府卿。祖育燕大司馬從事中郎歸国除建中將軍、齊郡建德二郡太守口如子。祖母昌黎孫氏父道後燕廷尉卿。父起清冀二州治中武邑郡督早亡、追贈平遠將軍平州刺史。母遼西李氏父才後燕給使君夫人頓丘李氏。祖父官儿已見於才…。之墓誌序。故不重。

最後の「故不重」であるが、その前行「才…」とは文脈が繋がるようである。判読はできないが、欠字にはおそらく「高道悦」という人名が入るのであろう。では「不重」とはどのようなことが考えられるか。辞書的な意味からは、①おもんじない②かさならない③くりかえさない等が連想できるが、前部の家系図との関連を考えると①は適切でなく、②「以上の記述は高道悦の記録と重なりがない」または③「（この墓誌は高道悦自身の記録であるので）彼の功績については重複しては述べない」と考えられる。すると裏面の世系は高道悦自身の足跡を明確にするための手段であり、高道悦の墳墓とその記録ということを強調するというねらいがあると思われる。

このことを裏付ける証拠として、誌陽に刻された文章中から死亡後三回もの墓葬の変更をしていることが分かる。度重なる改葬により被葬者がわからなくなることを恐れ、被葬者の人名を明示しておく必要があると判断した結果かもしれない。墓誌の銘文と世系を刻した時期も同じではないという可能性もあるが、文字のみでは判断できない。この墓誌からは、乱世を生きる備えのために家族の記録が残され、その習慣が後世に伝わったということが考えられる。

（2） 埋葬を行う家族の立場から

墓誌中には、誰が墓誌を作ったかという記録は少ないが、妻子の記録や一族の記録が残されることを

¹²中田勇次郎編『中国墓誌精華 解説釈文・解題』45頁（中央公論社、1975年）

考えると、通常は被葬者の夫・妻・子孫等残されるものであった可能性が高い。この状況は当たり前のように思えるが、文章内容に共通性のある後漢時代の石刻資料と比較してみると、違いが見えてくる。

後漢の石刻資料にも種々あるが、もっとも数量の多い「墓碑」や個人の業績を顕彰する「徳政碑」は、墓のあるなしに違いはあるものの特定の人物を顕彰するために作られたことに違いはない。これらにも銘文があるので、誰のために作ったものであるのかは確認できるのであるが、作製者は子孫とは限らない。

墓碑は墓誌と同じように裏面に文字が刻されることがあるが、そこには「門生・故吏」という集団が見えてくる。これについて宋の洪适は『隸釈』中に以下のように記述する。

漢儒、門を開き徒を受け、著録万人に盈つる者あり。其の親しく業を受くるは則ち弟子と曰い、未だ冠せざるは即ち門童と曰い、惣じて之を称するも、また門生と曰う。旧の治するところの官府の其の掾属は則ち故吏と曰い、籍を占むる者は則ち故民と曰う。

洪説によれば、儒者の門に入ってその名簿に記録した者を総じて門生と呼び、そのうち師儒に親しく業を受ける者が弟子であり、転々伝授される者が狭義の門生ということになる。また旧領主の属官を故吏という。

門生・故吏はその師に対して恩恵・知遇に感じ、師に事あるときは懸命の努力をした。特に後漢代においては一師の門生、一人の故吏となれば終生その門生・故吏と称して変わるところがなかった。門生・故吏を多数擁する官僚は、自ずから一大勢力を形作ることはいうまでもない。

これに関連して、佐原康夫氏は当時の郡県の官僚制度のあり方を、

現在の長官に忠節を尽くすという建て前とはうらはらに、属吏たちは自分を取り立ててくれたり、目をかけてくれた長官にのみ、終生「故吏」として忠誠心を抱き続ける。

と述べ、師と弟子の利害関係を指摘している¹³。この時代には既に官吏登用制度が完成していて、官吏の身分を得るためには誰かの推薦が必要であったのだが、建前は儒学を修める目的で集まった門生・故吏は実は立身出世をするために集まった集団であったと考えられるのである。

後漢の石刻資料には、門生・故吏が金銭を供出し碑を作った記録が見られるが、作製者が子孫でない以上、被葬者以外の一族の記録がないことは当然である。逆に考えると、作製者が子孫である場合は、被葬者とその家族や一族とのつながりを記録に留めておこうという意識がないとは考えにくく、作製者の名前は記録しなかったものの、習慣的には誰が作ったのかわかるようにしたと予想できる。ただ、後漢の門生・故吏の場合のように、墓誌作製者の出世という目的が存在するかどうかははっきりしない。

おわりに

本論では、墓誌に記録されている婚姻関係の記述について、婚姻の記録が家族の記録中に含まれる場合を挙げながら、時代的な変遷をたどってきた。考察の結果、以下の三点をまとめとする。

- ① 家族の記録が墓誌銘中に残される習慣は、西晋以降に成立した。
- ② 北朝墓誌にも婚姻によって生じる姻戚関係が記録されることがあるが、この習慣は南朝または漢民族からもたらされたものである。
- ③ 墓誌の作製目的に関連して、死者の血筋や家柄を明らかにし、墓の改葬やその他不測の事態に備えようという防御的なねらいがあった。また、墓を作る子孫が被葬者との繋がりを明示しようという目的もあったと考えられる。

¹³ 『東方学報』京都第61冊（京都大学人文科学研究所、1993年）

南北朝墓誌の数量は、北魏を中心として数百件の数量がある。墓誌は北朝の作例が多いことはいうまでもないが、少なくとも北朝で整えられ急激に増加した背景には、南朝の影響や当時の社会不安等が隠されていることは確実であろう。また前章では理由として挙げることはできなかったが、社会不安と関連して黄泉の世界への宗教的観念も想像することができる。地下の世界への想像は、例えば、漢代の木牘や朱書陶器等に見ることができるが¹⁴、意外なことに、墓誌の銘文中には地下世界への想像を思わせる表現や、死者の行き先に関する記述等はあまりない。ただ、同時代の買地券等の資料群では「東王父・西王母」等の神々の名が見えることから、それらが全く廃れてしまったということではない¹⁵。より現実的な記録が墓誌に求められた課題であったのかもしれない。

追記

2004年8月、高道悦墓誌を収蔵する山東省済南市の山東省石刻芸術博物館を訪問し、墓誌を実見することができた。調査の結果明らかになったことは、墓誌の蓋表の部分に「曾祖榮…」の家系図が刻され、蓋の裏に高道悦墓誌銘が、誌石に高道悦妻の墓誌銘が刻されていることである。また、銘文末の「故不重」は「故不重銘」と確認でき、③の「くりかえさない」という解釈が妥当であるという事を確信した。

¹⁴ 例えば、1973年から75年にかけて湖北省江陵県鳳凰山の前漢墓中から出土した竹簡には、地下丞宛の文書が書かれており（『文物』1975年9期）、1970年に陝西省宝鶏市で発見された後漢墓からは、表面に朱書された陶器が出土し、「黄神北斗」等の語が見える（『文物』1981年3期）。このような例は、漢代出土物には枚挙にいとまなく、ある程度の地域性があっても当時の思想を反映したものと考えられる。

¹⁵ 例えば、江蘇省鎮江県出土の李達買地券（西晋・300年）には、これらの神々の名が見え、漢代以来の文書例をとっている。